

労働者派遣事業におけるマージン率の公開

2025 年 6 月

株式会社ジャパンネット

許可番号 派 15-300267

平成 24 年 10 月 1 日付の「改正労働者派遣法」の施行に伴い、マージン率等を公開することが義務付けられました。(法第 23 条第 5 項)

当社の 2024 年度（2024 年 6 月～2025 年 5 月）におけるマージン率等は以下のとおりです。

- ① 派遣労働者の数 19 人
- ② 派遣先の数 5 社
- ③ 労働者派遣に関する料金の額の平均額 34,719 円（1 日 8 時間あたり）
- ④ 労働者派遣の賃金の平均額 19,302 円（1 日 8 時間あたり）
- ⑤ マージン率 44.5%

このマージン率は、以下の計算式で算出しています。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{③} - \text{④}}{\text{③}} \times 100$$

(小数点第 2 以下を四捨五入)

※マージンには、派遣元事業主として負担する以下の内容が含まれています。

- ・ 事業主として、負担すべき社会保険料、労働保険料
- ・ 派遣労働者が取得する有給休暇、慶弔等の特別休暇に充当した費用、健康診断費用
- ・ 資格取得支援および教育研修費用
- ・ 営業、管理、採用活動等、事業運営にあたる労働者の人件費
- ・ 宣伝広告費、通信費等の諸費用
- ・ 営業利益 等

⑥ キャリアアップに資する教育訓練

教育内容	実施方法	実施主体	対象者の費用負担	賃金支給
・ 新規採用者 OFF-JT 研修	OFF-JT	訓練機関	なし	有給
・ 新規採用者 OJT 研修	OJT	派遣元事業主	なし	有給
・ P G 研修 ・ S E 研修 ・ リーダー研修	OFF-JT	派遣元事業主	なし	有給

⑦ その他の参考事項

- ・ 各種社会保険（健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険）
- ・ 定期健康診断受診
- ・ 年次有給休暇、慶弔休暇、育児休業制度、介護休業制度
- ・ 資格取得報奨金制度

- ⑧ 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別
- ・労使協定を締結している
 - ・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲
 - ・上記労使協定の有効期間（令和7年4月1日～令和8年3月31日）
- ⑨ キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先
- 総務部 TEL 025-246-2611

以上